



りそな銀行アジアニュース

2019年1月7日
りそな銀行 国際事業部

【上海駐在員事務所】

「中国個人所得税法实施条例の改正について」

2018年12月18日中国国務院は「中華人民共和国個人所得税法实施条例」の改正を公布しました。同条例は2018年10月より先行実施されている個人所得税の課税最低額引上げ(3,500 人民元/月から 5,000 人民元/月)と税率調整に加え、2019年1月1日より新たに六項目の個人所得税控除対象と控除限度額が明文化されます。具体的な内容は下記の通りです。

1. 子供の教育費

| | |
|------|--|
| 控除対象 | 3歳から博士取得まで(海外での留学も対象) |
| 控除方法 | 父母双方50%ずつ控除もしくはどちらか一方より100%控除を選択。一納税年度内の変更不可 |
| 控除金額 | 1,000 人民元/一人/月 |

2. 生涯学習

(1) 学歴教育

| | |
|------|--|
| 控除方法 | 大学以下の教育では本人もしくは父母のいずれかを選択して控除が可能、大学院以上は、本人のみ控除可能 |
| 控除金額 | 400 人民元/一人/月(48ヶ月まで) |

(2) 職業資格教育

| | |
|------|-----------------------------|
| 控除対象 | 技能資格教育と職業教育資格 |
| 控除金額 | 3,600 人民元/1年(資格証書を取得した年度のみ) |

3. 住宅ローン金利

| | |
|------|--|
| 控除対象 | 本人及び配偶者の一軒目の住宅ローン |
| 控除方法 | 夫婦双方50%控除もしくはどちらか一方より100%控除を選択。一納税年度内の変更不可 |
| 控除金額 | 1,000 人民元/月(240ヶ月まで) |

4. 家賃支出

| | |
|------|--|
| 控除対象 | 夫婦が主に就業する場所に住宅がないこと |
| 控除方法 | 夫婦の就業地が同一都市の場合、一方のみ控除可能。同一都市でない場合、それぞれ控除可能 |
| 控除金額 | 1,500 人民元/月(直轄市、省都、計画単列都市)、1,000 人民元/月(人口100万人以上の都市)、800 人民元/月(100万人未満の都市) |

5. 高齢者扶養

| | |
|------|---|
| 控除対象 | 60歳以上の父母、または子供が亡くなった60歳以上の祖父母を扶養 |
| 控除金額 | 一人っ子的場合 2,000 人民元/月控除、違う場合 2,000 人民元を分担して控除(各人 1,000 人民元以内) |

6. 大病治療費

| | |
|------|--|
| 控除対象 | 医療費及び薬剤費の個人負担額が累計 15,000 を超える部分 |
| 控除方法 | 本人もしくは配偶者の一方で控除、未成年の場合は父母の一方で控除。控除申告は発生日の翌年度 |
| 控除金額 | 年間 80,000 人民元を限度 |

以上

照会先:国際事業部 (東京)電話 03-6704-3332

(大阪)電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいませようお願い致します。

* 禁無断転載